

行政手続法第5条第1項の規定に基づく都市計画法第53条第1項の規定による建築の許可に係る審査基準における「京都市地域未来投資促進基本計画に基づく重点促進区域に係る都市計画施設の区域」を次のとおり公告し、令和4年5月2日の許可申請分から適用します。

当該区域を表示する図面は、京都市都市計画局において公告の日から一般の閲覧に供します。

令和4年5月2日

京都市長 門川大作

1 京都市地域未来投資促進基本計画に基づく重点促進区域に係る都市計画施設の区域

都市計画 番号	都市計画 施設名	区間又は町名
3・3・113号	向島神足線	伏見区向島新大河原～伏見区向島下五反田

2 閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課  
電話番号075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)